

学 則

第1章 総 則

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、高等学校卒業以上の女子に広い教養と家政学を主要な領域とする生活科学の専門的学芸を教授研究し、豊かな科学的知識と専門的技能を修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。

2 食物栄養専攻は、豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。

第2条 本学は、長野女子短期大学と称する。

第3条 本学は、長野県長野市三輪9丁目11番29号に設置する。

第4条 本学に次の学科を置き、定員を次の如く定める。

学 科	入学定員	収容定員
生活科学科	55人	110人
食物栄養専攻	55人	110人

第5条 本学の修業年限は2ヶ年とする。ただし、在学期間は、4ヶ年をこえることはできない。

第2章 学年、学期、休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 1年間の授業日数は35週にわたり210日を原則とする。

第7条 学年を次の2学期に分け、毎学期の授業数を15週以上とする。

前学期 4月1日より9月12日まで

後学期 9月13日より3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 土・日曜日

(3) 創立記念日 1月28日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

- 2 前項第4号、5号及び6号の期間については、年度の初めに学長が定める。
- 3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程および履修方法

第9条 本学の教育課程は、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目とし、授業科目と履修単位数は、食物栄養専攻は別表I-1、I-2のとおりとする。

第10条 学生は2年以上在学し、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目の必修科目・選択科目を合わせて62単位以上を修得しなければならない。

ただし、教養に関する教育科目は12単位以上を修得しなければならない。

- 2 食物栄養専攻の学生で、栄養士の資格を得ようとする者は、前条に定められた別表I-1、I-2の教養・専門に関する教育科目の中から、栄養士法及び栄養士法施行規則に規定された栄養士免許取得のために必要な科目及び単位数を修得しなければならない。
- 3 食物栄養専攻の学生で、フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、別表I-1、I-2の専門に関する教育科目の中から、フードスペシャリスト協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 4 食物栄養専攻の学生で、健康管理士一般指導員の資格を得ようとする者は、別表I-1、I-2の教養・専門に関する教育科目の中から、本学該当科目に置き換えた日本成人病予防協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 5 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。
- 6 学生は学年のはじめにあたって、その年度に履修しようとする科目および単位数を担任教員・教務学生課を経て学長に届けなければならない。

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。

- 3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかった者には、追試験を行うことができる。
- 4 前2項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の3分の2以上を出席していなければならない。

第12条 本学を卒業するには、学生は2年以上在学し、第9条および第11条第1項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第4章 入学、退学、転学、および休学

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、本学が行う入学者選抜試験に合格し、かつ学長が許可した者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者。

第14条 入学の時期は学年のはじめとする。

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料30,000円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

- 2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書、卒業証明書、住民票、および所定の入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

第17条 退学または転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

第18条 病気その他止むを得ない事情によって2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を

得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
- 4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第19条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者。
- (2) 第18条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 長期間にわたり行方不明の者。

第20条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 本学内で他専攻へ移籍を希望する場合にも、転学者と同様に扱う。

第5章 職員組織、教授会

第21条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 前項の職員のほかに必要に応じて副学長を置くことができる。

第22条 本学には、学校教育法第93条第1項の規定に基づき教授会を置く。

第23条 教授会は学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。

- 2 学長が必要と認めるときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

第24条 教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び聴講生に関すること。
- (2) 学生の課程修了および卒業認定に関すること。
- (3) 学位の授与に関すること。
- (4) 教育課程の編成及びその履修に関すること。
- (5) 学生の厚生補導に関すること。
- (6) 学生の懲戒に関すること。

(7) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること。

(8) 教員の選考及び昇任に関すること。

2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第8号の審議を行う場合の教授会の構成は、第23条の規定にかかわらず、学長、副学長及び教授とする。

第25条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料およびその他の納付金

第26条 入学検定料は入学願書に添えて納めるものとする。

第27条 入学金および1年次の施設設備費は入学手続きの際納めるものとする。

第28条 授業料およびその他の納付金の納入方法は前期（4月）、後期（10月）の年2回に分納する。

ただし、在籍中は出席の有無にかかわらず納めるものとする。

第29条 授業料およびその他の納付金の額は別表に定めるとおりとする。

第30条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料およびその他の納付金は徴収し、返還しない。

2 休学・停学期間中の授業料およびその他の納付金は徴収する。

第7章 賞 罰

第31条 学長は性行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

第32条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は訓戒、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第8章 公開講座および留学生・科目等履修生

第33条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第34条 外国籍を有する者が本学に入学を志願するときは、選考の上留学生として入学を許可することができる。

また、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 留学生に関して必要な事項は別に定める。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第9章 雑 則

第35条 厚生管理および防火管理に関しては学長の定めるところによるものとする。

第36条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し、必要な事項は学長が定めるものとする。

食物栄養専攻教育課程表

別表 I - 1

科目	授業科目	単位数	
		必修	選択
教養に関する教育科目	信濃の風土と文化		2
	生活と音楽	1	
	生活文化論Ⅰ (マナー教育)	1	
	生活文化論Ⅱ (マナー教育)	1	
	暮らしと法律		2
	人間生活論		2
	基礎英語Ⅰ	2	
	基礎英語Ⅱ		2
	情報処理演習Ⅰ	1	
	情報処理演習Ⅱ	1	
	スポーツと健康Ⅰ	1	
	スポーツと健康Ⅱ	1	
計		9	8
専門に関する教育科目	社会福祉概論	2	
	公衆衛生学		2
	解剖生理学Ⅰ		2
	解剖生理学Ⅱ		2
	解剖生理学実習		1
	運動生理学		2
	生化学		2
	生化学実験		1
	食品学総論	2	
	食品学実験	1	
	食品学各論Ⅰ (食品加工学を含む)		2
	食品衛生学		2
	食品衛生学実験		1
	栄養学総論	2	
	栄養学実験・実習		1

科目	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		2
	栄養学各論		2
	栄養学各論実習		1
	臨床栄養学各論		2
	臨床栄養学実習		1
	栄養指導論実習Ⅰ		1
	栄養指導論Ⅰ		2
	栄養指導論Ⅱ		2
	栄養指導論実習Ⅱ		1
	公衆栄養学		2
	調理学実習Ⅰ	1	
	調理学実習Ⅱ		1
	調理学	2	
	給食管理		2
	給食管理実習Ⅰ		1
	給食管理実習Ⅱ		1
	給食管理実習Ⅲ		1
	食品学各論Ⅱ		2
	食品の消費と流通		2
	フードスペシャリスト論		2
	フードコーディネーター論		2
	健康管理概論		2
	環境と健康 (統計学を含む)		2
	生活科学概論	2	
	食生活論	2	
総合演習	2		
計		16	52
合計		25	60

食物栄養専攻教育課程表

別表 I - 2

科目	授業科目	単位数		履修法	週当授業時間			
		必修	選択		1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
教養に関する教育科目	信濃の風土と文化		2	講義	2			
	生活と音楽	1		演習	2			
	生活文化論Ⅰ (マナー教育)	1		演習	2			
	生活文化論Ⅱ (マナー教育)	1		演習		2		
	暮らしと法律		2	講義	2			
	人間生活論		2	講義			2	
	基礎英語Ⅰ	●2		講義	2			
	基礎英語Ⅱ		2	講義		2		
	情報処理演習Ⅰ	1		演習	2			
	情報処理演習Ⅱ	1		演習		2		
	スポーツと健康Ⅰ	●1		実技	2			
スポーツと健康Ⅱ	●1		実技		2			
計	9	8	—	14	8	2	0	
専門に関する教育科目	社会福祉概論	●2		講義		2		
	公衆衛生学		●2	講義			2	
	解剖生理学Ⅰ		●2	講義	2			
	解剖生理学Ⅱ		●2	講義		2		
	解剖生理学実習		●1	実習		3		
	運動生理学		●2	講義			2	
	生化学		●2	講義				2
	生化学実験		●1	実験				3
	食品学総論	●2		講義	2			
	食品学実験	●1		実験	3			
	食品学各論Ⅰ (食品加工学を含む)		●2	講義		2		
	食品衛生学		●2	講義			2	
	食品衛生学実験		●1	実験			3	
	栄養学総論	●2		講義	2			
	栄養学実験・実習		●1	実験		3		

科目	授業科目	単位数		履修法	週当授業時間			
		必修	選択		1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		●2	講義		2		
	栄養学各論		●2	講義			2	
	栄養学各論実習		●1	実習			3	
	臨床栄養学各論		●2	講義			2	
	臨床栄養学実習		●1	実習				3
	栄養指導論実習Ⅰ		●1	実習	3			
	栄養指導論Ⅰ		●2	講義		2		
	栄養指導論Ⅱ		●2	講義			2	
	栄養指導論実習Ⅱ		●1	実習				3
	公衆栄養学		●2	講義				2
	調理学実習Ⅰ	●1		実習	3			
	調理学実習Ⅱ		●1	実習		3		
	調理学	●2		講義		2		
	給食管理		●2	講義		2		
	給食管理実習Ⅰ		●1	実習			3	
	給食管理実習Ⅱ		●1	実習				○
	給食管理実習Ⅲ		●1	実習				3
	食品学各論Ⅱ		2	講義			2	
	食品の消費と流通		2	講義			2	
	フードスペシャリスト論		2	講義				2
	フードコーディネーター論		2	講義				2
	健康管理概論		2	講義				2
	環境と健康 (統計学を含む)		2	講義				2
	生活科学概論	2		講義	2			
	食生活論	2		講義		2		
	総合演習	2		演習			2	2
計	16	52	—	17	25	27	26	
合計	25	60	—	31	33	29	26	

●印 栄養士資格取得者必修科目

(別 表)

	金 額 (円)	備 考
入 学 金	200,000	入 学 手 続 時
授 業 料	560,000	年 間
実 験 実 習 費	100,000	年 間
施 設 設 備 費	280,000	入 学 手 続 時 (1 年 次)
施 設 設 備 費	280,000	年 間 (2 年 次)

付 則

1. この学則は昭和42年4月1日より施行する。
2. この学則は昭和49年4月1日より施行する。
3. この学則は昭和51年4月1日より施行する。
4. この学則は昭和53年4月1日より施行する。
5. この学則は昭和54年4月1日より施行する。
6. この学則は昭和55年4月1日より施行する。
7. この学則は昭和56年4月1日より施行する。
8. この学則は昭和57年4月1日より施行する。
9. この学則は昭和58年4月1日より施行する。
10. この学則は昭和59年4月1日より施行する。
11. この学則は昭和60年4月1日より施行する。
12. この学則は昭和61年4月1日より施行する。
13. この学則は昭和62年4月1日より施行する。
14. この学則は昭和63年4月1日より施行する。
15. この学則は平成元年4月1日より施行する。
16. この学則は平成2年4月1日より施行する。
17. この学則は平成3年4月1日より施行する。
18. この学則は平成4年4月1日より施行する。
19. この学則は平成5年4月1日より施行する。
20. この学則は平成6年4月1日より施行する。
21. この学則は平成7年4月1日より施行する。
22. この学則は平成8年4月1日より施行する。
23. この学則は平成9年4月1日より施行する。
24. この学則は平成10年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成10年度入学生より適用する。
25. この学則は平成11年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成11年度入学生より適用する。
26. この学則は平成12年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の

納付金は、平成12年度入学生より適用する。

27. この学則は平成13年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成13年度入学生より適用する。
28. この学則は平成14年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成14年度入学生より適用する。
29. この学則は平成15年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成15年度入学生より適用する。
30. この学則は平成16年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成16年度入学生より適用する。
31. この学則は平成17年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成17年度入学生より適用する。
32. この学則は平成18年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成18年度入学生より適用する。

但し、第4条の規定にかかわらず平成17年度の入学定員は生活科学科150名である。

33. この学則は平成19年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成19年度入学生より適用する。
34. この学則は平成20年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成20年度入学生より適用する。
35. この学則は平成21年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成21年度入学生より適用する。
36. この学則は平成22年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成22年度入学生より適用する。

但し、第4条の規定にかかわらず平成21年度の入学定員は生活科学科125名である。

37. この学則は平成23年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成23年度入学生より適用する。

なお、平成23年度の学生定員については、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75人	175人
食物栄養専攻	45人	90人
生活福祉専攻	30人	60人
児童福祉専攻	0人	25人

38. この学則は平成24年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成24年度入学生より適用する。
39. この学則は平成25年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は、平成25年度入学生より適用する。
40. この学則は平成26年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は平成26年度入学生より適用する。
41. この学則は平成27年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は平成27年度入学生より適用する。
42. この学則は平成28年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法、第6章授業料その他の納付金は平成28年度入学生より適用する。
43. この学則は平成29年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法は、平成29年度入学生より適用する。
44. この学則は平成30年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法は、平成30年度入学生より適用する。

なお、平成30年度の学生定員については、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75人	150人
食物栄養専攻	55人	100人
生活福祉専攻	20人	50人

45. この学則は平成31年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法は、平成31年度入学生より適用する。
46. この学則は令和2年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法は、令和2年度入学生より適用する。
47. この学則は令和3年4月1日より施行し、第3章教育課程および履修方法は、令和3年度入学生より適用する。

なお、令和3年度の学生定員については、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	55人	130人
食物栄養専攻	55人	110人
生活福祉専攻	0人	20人